



2025 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社アクリート
代表者名 代表取締役社長 株本 幸二
(コード番号：4395、東証グロース)
問合せ先 取締役経営管理本部長 山本 敏晴
電話番号 050-5369-3777

(訂正)「第三者割当による第4回新株予約権の発行並びに引受契約締結に関するお知らせ」の一部訂正について

2024 年 9 月 13 日に公表いたしました適時開示資料「第三者割当による第4回新株予約権の発行並びに引受契約締結に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

【訂正箇所】

2 ページ

1. 募集の概要

(訂正前)

(8) その他	③ 新株予約権の取得 1. 当社は、本新株予約権の割当日から <u>18 か月</u>を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものと
---------	---

	します。
--	------

(訂正後)

(8) その他	③ 新株予約権の取得 1. 当社は、本新株予約権の割当日から <u>12 か月</u>を経過した日以降、取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」といいます。）を決議することができ、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 14 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの発行価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとします。
---------	---

5 ページ

2. 募集の目的及び理由

(2) 本資金調達方法を選択した理由

【本資金調達方法（第三者割当による新株予約権発行）の特徴】

2) 取得条項と資金調達の柔軟性

(訂正前)

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 18 か月を経過した日以降、一定の手続を経ることにより、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）にて、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項を付しております。この取得条項により当社は、将来において、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断によって当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権発行後においても資本政策に関する一定の柔軟性を確保することができます。

(訂正後)

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 12 か月を経過した日以降、一定の手続を経ることにより、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）

にて、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項を付しております。この取得条項により当社は、将来において、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断によって当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権発行後においても資本政策に関する一定の柔軟性を確保することができます。

5 ページ

2. 募集の目的及び理由

(2) 本資金調達方法を選択した理由

【本新株予約権の特徴について】

(メリット)

2) 取得条項

(訂正前)

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 18 か月 を経過した日以降、一定の手続を経ることにより、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）にて、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項を付しております。この取得条項により当社は、将来において、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断によって当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権発行後においても資本政策に関する一定の柔軟性を確保することができます。

(訂正後)

本新株予約権には、本新株予約権の割当日から 12 か月 を経過した日以降、一定の手続を経ることにより、当社は本新株予約権 1 個当たりにつき本新株予約権 1 個当たりの払込金額（発行価額）にて、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項を付しております。この取得条項により当社は、将来において、より有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断によって当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができ、本新株予約権発行後においても資本政策に関する一定の柔軟性を確保することができます。

以上